

病棟体制

入院される患者さまへ

3F 一般病棟(地域包括ケア病床):32床

当病棟では、1日に10人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

朝8:00～夕方17:00まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です
夕方17:00～朝8:00まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です



4F 医療療養病棟:48床

当病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)、
8人以上の看護補助者が勤務しています。

朝8:00～夕方17:00まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です
看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です
夕方17:00～朝8:00まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です
看護補助者1人当たりの受け持ち数は48人以内です

お食事について

入院される患者さまへ

当院は以下の届出を行っております。

- 入院時生活療養(Ⅰ)
- 入院時食事療養(Ⅰ)

・管理栄養士により管理された食事を適時適温で提供しています。
※厚生労働大臣が定める特別食を提供した際は、
特別食加算を算定いたします。

保険以外で自己負担していただくものについて

当院では、治療・看護行為やそれに密接に関連した「サービス」「もの」について患者様より費用を徴収することはありません。ただし、以下の項目については患者様の自己負担とさせていただきます。

- 個室料：3,850円(16㎡)、6,600円(20㎡)、11,000円(26㎡) / 日(税込)

- 食事代(1食):

食事の減額なし	区分Ⅱ	区分Ⅱ(長期入院)	区分Ⅰ	生活保護
510円	240円	190円	110円	負担なし

- 特別メニュー食(希望患者のみ月1回): 550円 / 回(税込)
- 病衣使用料: ケア・サポート(CS)セット契約
- おむつ代: 病棟でご確認ください
- 散髪代: 1,500円 / 回(税込)
- テレビ・保冷庫使用料: 165円 / 日(税込) ※テレビの持ち込みは不可となります
- 文書料: 文書料表をご確認ください

長期入院の医療負担について

入院される患者さまへ

特定療養費について

入院期間が通算して180日を超えている方が、その後も入院を継続する場合(選定療養)には、入院費の一部が保険給付されなくなりますので、差額分は自己負担となります。

※通算とは、同一病名で他医療機関に入院していた期間を含みます。ただし、入院期間が通算して180日を超えていても「国の定める一定の状態にある」と認められた方は、「特定療養費の対象外」や「経過措置の対象」となる場合があります。

※入院料の一部とは、入院基本料の15%になります。

※「国の定める一定の状態にある」場合、医師が判定いたします。

他の医療機関での入院期間も通算されますので、退院証明書のご提示や入院期間の申告など、必要な手続きをお願いいたします。

詳しくは、受付にてご説明いたしますので、お声かけください。



当院は、次の施設基準に適合している旨を 九州厚生局に届け出ている保険医療機関です



- 薬剤管理指導料
- ニコチン依存症管理料
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- 糖尿病合併症管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 人工腎臓
 - ・慢性維持透析を行った場合1
- 導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 在宅血液透析指導管理料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
- 医療機器安全管理料1
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 無菌製剤処理料
- 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- 在宅療養支援病院3
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 下肢創傷処置管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料
- 電子的診療情報評価料

(連携先: 一般財団法人 平成紫川会 小倉記念病院、社会福祉法人 福岡県済生会 八幡総合病院)

当院入院時の「入院基本料・看護・食事」

地域包括ケア病棟入院料1

- 看護職員配置加算
- 食堂加算(食事療養)

療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1

- 療養病棟療養環境加算2
- 在宅復帰機能強化加算



- 診療録管理体制加算3
- 感染対策向上加算3
 - ・連携強化加算
 - ・サーベイランス強化加算
- データ提出加算
- 入退院支援加算1 入院時支援加算
- 医師事務作業補助体制加算2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 認知症ケア加算2
- 医療DX推進体制整備加算
- 入院時生活療養(Ⅰ)
- 入院時食事療養(Ⅰ)
- 療養環境加算

文書料表



診断料、検査料は別にいただきます。

●休業診断書		2,200円
●健康診断書		2,200円
●身体障害者診断書		3,300円
●死亡診断書		4,400円
●厚生・国民障害年金診断書		5,500円
●証明書（通院・領収・その他）		1,100円
●生命保険関係診断書		7,700円
●その他特殊な診断書		7,700円
●生命保険会社面談料		7,700円
●診療録開示料		2,200円
●医証		1,100円
●診断書		2,200円
●特定疾患臨床調査個人表		3,300円

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

室料差額案内

●部屋料: 室料差額案内

部屋料は、病室によって異なります。有料の部屋を希望される場合は、個人負担になります。希望される場合はスタッフまでお申し出ください。

※長期入院や病状安定時、感染対策等により、ベッド移動をお願いすることがあります。

(ベッド移動は、転棟(一般病棟⇄医療療養病棟)も含みます)

病室	室料(1人)	個室	個室	個室
		11,000円	6,600円	3,850円
3階 一般病棟 病室		313(26㎡)		302・303・305 306・307・308 310・311・312 (16㎡)
4階 医療療養病棟 病室			402(20㎡)	401・410・411 412・413 (16㎡)

一般名処方加算に関して



●厚生労働省による「一般名(成分名)処方」の推進

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。

●当院の取り組み

当院も一般名処方の推進につとめています。また、一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者さんに安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。ご不明な点は薬剤師にご相談ください。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

医療情報取得加算に関して

当院は、オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口でカードリーダーをご利用いただくことでスムーズに保険証の資格確認ができます。



医療DX推進体制整備加算に関して

当院は医療DX推進体制整備加算の届け出を行っています。

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を閲覧・活用し診療を行っています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施する予定です。